

# 事業活動環境配慮制度とは

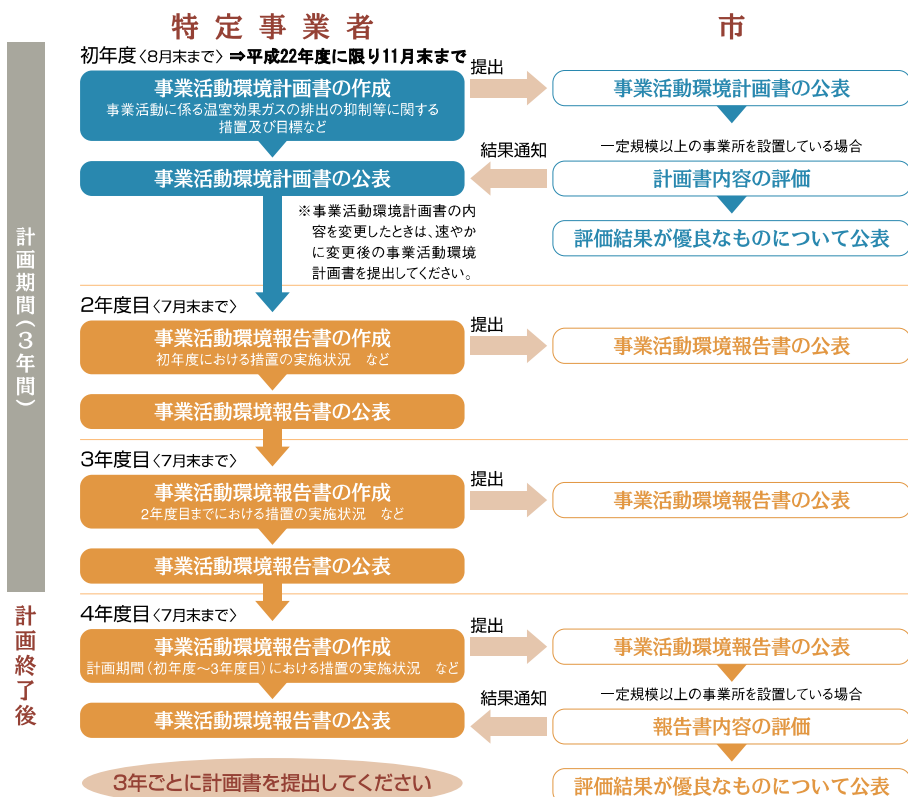
本制度では、事業者に対し、温室効果ガスの排出が少ないものを選択することや、温室効果ガスの排出が少ない方法で使用することなど、事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等に努めていただくことを目的としています。

一定規模以上の事業者（以下「特定事業者」という。右頁Ⅰを参照）に関する規定  
特定事業者に関する規定は、次のとおりです。

**1** 事業活動環境計画書・報告書を作成し、市に提出するとともに、自ら公表していただきます。

**2** 市は、提出された計画書等を公表します。また、市は、一定規模以上の事業所（右頁Ⅱを参照）を対象として、取組内容を評価し、評価結果を公表します。

## 手続きの流れ



## Ⅰ 一定規模以上の事業者(特定事業者)とは？

事業者単位

市内に設置している全ての事業所における合計量が次の①又は②のいずれかである者

- ① エネルギー年間使用量(原油換算)が**1,500キロリットル以上**である者  
又は
- ② 物質ごとの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算)が**3,000トン以上**である者  
※二酸化炭素の場合は、エネルギー使用に伴い排出したものを除く。

※フランチャイズチェーン等(連鎖化事業)については、加盟者が設置している事業所における事業活動(約款等の取り決めで、一定の要件を満たすもの)も含まれます。

■特定事業者以外の事業者も任意に提出ができます。

## Ⅱ 評価の対象となる事業所は？評価方法は？

評価は事業所単位

評価の対象 上記Ⅰの特定事業者が設置している、次のA又はBのいずれかの事業所

- A 一事業所当たりのエネルギー年間使用量(原油換算)が**1,500キロリットル以上**  
又は
- B 一事業所当たりの物質ごとの温室効果ガス年間排出量(二酸化炭素換算)が**3,000トン以上**  
※二酸化炭素の場合は、エネルギー使用に伴い排出したものを除く。

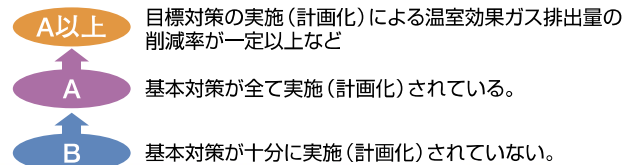
評価の方法 温暖化対策の取組状況の程度と温室効果ガス排出量の削減率により評価を行います。

評価の指標  $\text{評価の2つの視点} = \text{削減対策(※)の取組の程度} + \text{排出量の削減率}$

※削減対策の分類

区分	内容
【基本対策】	事業所が基本的に取り組むべき対策として、市が定める対策 ●設備・機器の運用改善に関する対策 ●一般的に取組が可能な対策
【目標対策】	基本対策以外の対策で、事業所が積極的に取り組む対策 ●事業所独自の対策や先進的な対策 ●再生可能エネルギーを活用した対策 など

評価の例



本制度では、継続的に事業活動を行っている所を「事業所」といいます。例えば、工場も「事業所」に含まれます。